

(福岡高裁経由)

福岡地裁総秘第105号

(入ろ-09)

平成25年10月3日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

福岡地方裁判所長 川 口 幸 譲

裁判官分限事件の申立について

(裁判官の分限事件手続規則第1条第3項に基づく報告)

当裁判所は、裁判官分限法第6条に基づき、下記の裁判官について、平成25年10月3日裁判官分限事件の申立をしました。

記

官 職 福岡地方裁判所判事

兼福岡家庭裁判所判事

福岡簡易裁判所判事

氏 名 高 橋 信 慶

添付書類

裁判官に対する懲戒申立書写し 1通



裁判官に対する懲戒申立書

平成25年10月3日

福岡高等裁判所御中

福岡地方裁判所

(被申立人) 福岡地方裁判所判事

兼福岡家庭裁判所判事

福岡簡易裁判所判事

高橋信慶

昭和[]年[]月[]日生

当裁判所は、裁判官分限法第6条の規定に基づき、被申立人に対し、懲戒の申立てをする。

申立ての理由

被申立人は、平成23年10月17日から福岡地方裁判所判事の職にあるものであるが、平成25年8月1日午前零時ころ、福岡市中央区所在の飲食店において、女性司法修習生（当時[]歳）ほか5名と一緒にボックス式テーブル席に座って歎談中、同女に対し、「チューしたい」と複数回発言し、さらに、右手で同女の左手を引っ張って引き寄せた上、同女の意に反して、2回にわたり強引に同女の左頬にキスをしたものである。

このような行為は、裁判所法第49条の裁判官の「品位を辱める行状」に該当し、懲戒に付すのが相当である。